

死刑廃止特輯号



LA NIGRA FLAGO
Eldonejo:
T. Soejima,
1-26 Nisisinmachi,
Hukuoka, Japan
無政府主義新聞

死刑廃止と戦争放棄

一、死刑廃止に
対する疑問

近時死刑廃止是非の問題が急速にたかまりつゝある。死刑は存続すべきの意見もだいたいあるようであるが、その大部分が、死刑廃止に伴う凶悪犯の増加を所論の中心にした、陳腐なものが多いようである。小説家の正宗白鳥氏が中央公論三月号に執筆した「死刑廃止論に対する疑問」の一文は、観念の上では死刑廃止に賛成しながら、氏自身がどうも、死刑廃止について納得のいかない、心の底にかたいものを感じる。これはどうしたことかというふうな、良心的な所論である。次にその大要をあげて、死刑

二、死刑は廃止すべき

右に正宗白鳥氏がいわんとするこの大要を紹介した訳であるが、第一の部分については、事柄が非個人的人的で、一般性に欠けていゝ、また現在の知識水準に達した日本人の間で、かかることがないといへないにしても、手放しで信ずることもできないことである、こゝではオミットする。第二の部分については、この小論と一番関係の深い部分であるので、次にゆづる。そして最後の部分、すなわち正宗氏が痛烈に感じている事柄については、私は（筆者）も同意を覚悟し得ないものであるが、それと同時に、私はその逆の場合について深く感ずるものである。三十年位前のことである。ある

小集会で、古川三樹松君の話を聞いたことがある。三樹松君は、大逆事件で、くびり殺された古川力作氏の弟であり、しかも大逆事件当時まだやうと小学校に上つたばかりの幼い少年であつたのである。すなわち死刑囚の幼い遺族であつたのである。いまもそうであるが、三十年前の古川君は、言葉遣いも、動作もともにものほしい童顔の青年であつたが、「兄の死刑を知つて、悲憤やる方なく、身体が血がたぎりたつと思つた」と顔を紅潮させて言つたことをいまでもまざまざと思い出す。

敗戦後になつては、この大逆事件が、全く具体のない空中樓閣で、桂内閣の社会主義陣営の道具にされたこと、最早通説になつてゐる。このことについては、私は大逆事件のたゞ一人の生存者坂本清馬氏の述に二、三日御紹介になつたことがある。その節いろいろお話を伺つたが、最後にこんなことをいわれた。

先般裁判所に呼ばれて、判事が言つたは、「貴方は、新憲法に伴い、刑法の一部が削除されたので、何んでもないことになりました。それではいい。貴方はその当時の刑法に照しても何でもないことであつたことが判明しました。なにが間違った場所強制監禁されて笑つてゐるのです。御苦労様でした。」とのことだつた。

これは愚論である。生命が消失した後、無実であることが判明したとて、最早一人の生命は復活できないではないか。死刑と無期懲役は刑の上ではたゞ一段の違いであるけれども、その差異は根本的な質の違いである。これを繰り返さう。私はたゞこの一つの理由だけで死刑は廃止すべき、と主張するものである。

むかしは祭事（まつりごと）をつかさどる氏族の首長が、裁判官であつた。彼の法律は神であり、罪人の黒白は、神の意志を問ひ占ふことによつて、絶対的に決定された。つまり鬼神探湯（くわがだち）や鉄火神判がそれであり、世界の各地に多くの例がみられるものである。昨今、しきりに使われる『裁判の神聖』などという言葉は、このやうな古い宗教観念の名残りであり、裁判の絶対化をおしやるむかし

近代社会の国家は、法律の運営と軍隊、警察、收容所の維持を大きな役割としてもつてゐる。そしてその正しさのよりどころとして、「人民を保護し教育し又人民を再教育あり、又刑務所の代りに病

われわれは現代裁判のすつと端のうしろの方にかくれてゐるこの二字の中に、古代社会と何等かわらぬ残酷な復讐意識にもたえられ者の正体をはつきりと見付け出すことが出来る。

この小論を草するに当り、一体どれ位の刑法の箇条が死刑を規定してゐるか、と思つたので大分全書をしらべてみた。刑法第二編罪の編は、第一章から第四十章にわたり約二百条ある。この第二章は七十三から七十六迄所謂重罪に属する罪の箇条であるが、昭和二十二年に全部削除になつてゐる。これが明治憲法時代には、大逆事件の幸徳等十二名をはじめ、多くの社会主義者を死に至らしめた

七十三から七十六迄及び第八十三から八十六迄、合計十三箇条から十六箇条迄、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、合計十三箇条が昭和二十二年に「ボウ抜き」といふので削除されてゐる。尤も第三章外患に属する罪は第八十三から八十六迄及び八十九から九十二迄、他は多少の改変がなされた跡が見える。第四章国交に属する罪は第九十九、九十一の二箇条が削除されてはゐない。第二十

裁判の本質

向井 孝

「死刑」この二字の中に現代社会のすべてが象徴され、そして如何なる他の諸改善があつてもこの二字の廃止がないかぎりその社会は遂に上七社会でないことをわれわれ無政府主義者は当初から叫んでゐるのである。

三、憲法と刑法との関係

七十三から七十六迄及び第八十三から八十六迄、合計十三箇条から十六箇条迄、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、合計十三箇条が昭和二十二年に「ボウ抜き」といふので削除されてゐる。尤も第三章外患に属する罪は第八十三から八十六迄及び八十九から九十二迄、他は多少の改変がなされた跡が見える。第四章国交に属する罪は第九十九、九十一の二箇条が削除されてはゐない。第二十

風景

右肩に生傷のある五十がらみの男は、骨ばつたひざの間に、ゴマ塩をかける。うすうす、これたタイルの壁へ背を押しつけて、じつと動かなかつた。もう誰もいない湯ねの中に、まづ黒の紙煙はともる湯あか。がゆつくりとうきあがつてきて、またゆつくりと死んで行つた。（一九五六・三）

古代社会の首長がもつた大切な役目は、祭事と軍事と刑罰裁判であつた。むかし、裁判又は刑罰は神のいかりであり、それは復讐という形で具うなものであつた。

「死刑」この二字の中に現代社会のすべてが象徴され、そして如何なる他の諸改善があつてもこの二字の廃止がないかぎりその社会は遂に上七社会でないことをわれわれ無政府主義者は当初から叫んでゐるのである。

七十三から七十六迄及び第八十三から八十六迄、合計十三箇条から十六箇条迄、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、合計十三箇条が昭和二十二年に「ボウ抜き」といふので削除されてゐる。尤も第三章外患に属する罪は第八十三から八十六迄及び八十九から九十二迄、他は多少の改変がなされた跡が見える。第四章国交に属する罪は第九十九、九十一の二箇条が削除されてはゐない。第二十

七十三から七十六迄及び第八十三から八十六迄、合計十三箇条から十六箇条迄、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、合計十三箇条が昭和二十二年に「ボウ抜き」といふので削除されてゐる。尤も第三章外患に属する罪は第八十三から八十六迄及び八十九から九十二迄、他は多少の改変がなされた跡が見える。第四章国交に属する罪は第九十九、九十一の二箇条が削除されてはゐない。第二十

七十三から七十六迄及び第八十三から八十六迄、合計十三箇条から十六箇条迄、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、合計十三箇条が昭和二十二年に「ボウ抜き」といふので削除されてゐる。尤も第三章外患に属する罪は第八十三から八十六迄及び八十九から九十二迄、他は多少の改変がなされた跡が見える。第四章国交に属する罪は第九十九、九十一の二箇条が削除されてはゐない。第二十

